

令和 5 年 6 月 15 日現在

機関番号：14501

研究種目：基盤研究(B)（一般）

研究期間：2018～2021

課題番号：18H00798

研究課題名（和文）EUの危機への法的対応に関する複合的研究

研究課題名（英文）Interdisciplinary Research of the Legal Reactions for the Crisis in the EU

研究代表者

井上 典之（INOUE, Noriyuki）

神戸大学・法学研究科・教授

研究者番号：70203247

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 12,430,000円

研究成果の概要（和文）：これまでの研究成果を踏まえて、本研究のまとめを行った。EUの揺らぎをもたらす原因は、EU加盟国における憲法原理の理解の多様性にあり、個別基本権の自由・平等のとらえ方や解釈の違い、それをもたらす根本的な憲法原理の理解の相違により、Brexitや東欧のポピュリズムの台頭を惹起していることが確認できた。特にEUに懐疑的な国の1つであるポーランドでは基本価値の1つである法の支配の自国理解からPolexitというEU離脱の問題が深刻さを増していることも確認できた。

研究成果の学術的意義や社会的意義

近代の国民国家とは異なる現代的な公的制度・組織としての地域的な国家連合体としてのEUを参照すれば、人権や法の支配という普遍的な近代的価値の実現をどのように真の意味での普遍的価値として普及していくことができるのか、共通の価値を基盤にした地域的共同体を形成することができるのかが理解できる。特に、異なった国家原理に基づく様々な国家が併存しているアジア地域で、平和・人権・法の支配という近代立憲主義の基本原則に基づく共同体構築には時間と共に一定の忍耐、相互の共通理解が必要であることが認識できる。21世紀の現代に求められるリベラルな民主主義の普及のための条件が分かり、提示できた。

研究成果の概要（英文）：On the base of previous research, we settled this entire research. As the result, we could recognize that the EU in turmoil comes from the difference of understanding the basic principles of the EU between its Member-States, because the basic principles need to be interpreted by the Member-States. According to their own understanding of the basic principles of the EU, the Member-States develop their own legal systems and their differences occur the EU in turmoil. Therefore, we must consider the adequate way for harmonization of the different understanding in order to recover the stable EU.

研究分野：憲法・EU法

キーワード：EU法 比較憲法 ヨーロッパ人権 立憲主義

1. 研究開始当初の背景

その存在意義がグローバル化社会において高まっているにもかかわらず、日本における EU 法研究は、一般論としての EU の権限構成を条文に則したアプローチによってとらえようとする場合が多い。ところが、欧州では、成立段階での国際法としての側面を持つものの、執行段階では加盟国内でも直接的効力を持ち、国内法秩序の高次法としての位置づけを与えられている EU 法については、かなり個別の具体的問題処理のための研究が進んでいる。特に、近年の EU の存在を揺さぶる危機については、EU の権限および加盟国の法制度からの重層的な研究が進められているとすることができる。これに対して、日本では、本来ならば EU 法の重要な課題となる危機への対応について、EU の政治・経済学の分野での問題としてそれらをとらえるだけで、まだ法的な視点での十分な検討が行われてきたとはいえない。

特に、2016 年の国民投票により現実的になっていた Brexit という英国の EU からの離脱の原因、2010 年代のユーロ危機とそれに対応、2015 年から始まる中東からの移民の増大による欧州懐疑主義に基づくポピュリズムの台頭といった問題について、EU の経済システムの視点を踏まえた法的視点からの検討は、競争法、労働法といった私法・社会法分野では散見されるものの、ガバナンスを含めた EU の公法分野では皆無といってよい状態であった。このような背景を前提にして、現実の EU を理解するためには、総論的な EU 法の特徴と共に、欧州全域に共通する課題に対してどのような法的対応を展開しているのかを検討する必要性が認識される。とりわけ、2009 年から施行されているリスボン条約と呼ばれる EU の 2 つの基本条約と EU 基本権憲章の内容およびそこで示されている加盟各国からの主権の委譲と EU の権限の関係についてはほとんど触れられていない。特に憲法学では不可分・不可譲とされている国家の主権と基本条約で示されている EU の権限の関係が明らかにならないと、Brexit をはじめ、欧州懐疑主義への対応、ユーロ危機への EU 全体としてのセーフティーネットの構築権限などの個別問題にも対処できない事態が明らかになってきており、この EU の揺らぎにどのように法的に対応するのかの研究は、日本ではほとんど手付かずの状態にある。

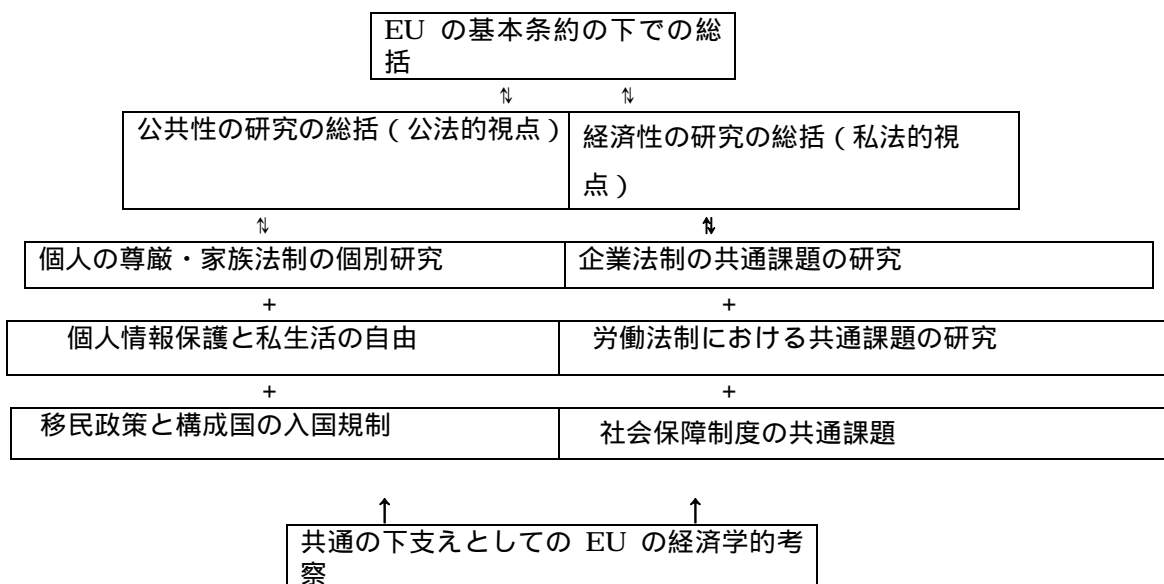
2. 研究の目的

以上の背景を踏まえ、本研究の目的は、近年の EU における危機にどのような法的対応が可能かを明らかにすることを目的とした。この目的を達成するために、本研究は、EU における危機を「公共性」と「経済性」が融合する社会的事象ととらえその問題の本質を探るとともに、公共圏のガバナンスと経済的市場のコントロールという点を加味しながら、欧州連合条約等の基本条約において定められた EU の権限に照らして法的な問題解決の可能性を、公法・私法・経済学という複合的視点の下で考察することで明らかにする方法をとる。本研究では、特に移民・難民の増大とそれに伴うテロの可能性への対処方法、国民投票による英国の脱退(Brexit)、近年の「法の支配」の原理に反するような東欧諸国の国内問題という EU にとっての最も深刻で重大な問題を取り上げることにより、EU の権限行使が、将来の日本での危機管理や東アジアでの地域的な国家連合体形成に際しての問題を考える際の参考材料となることも明らかにすることをも目的とした。すなわち、地域的な国家連合体を形成する際に考慮すべき法的課題は何か、近代の国民国家を前提に、自由で平和な安全の領域をどのように構築していくことができるのかを、現在揺らぎが指摘される欧州の地域的な国家連合体である EU を題材にして、近代主権・国民国家とは異なる公的政治共同体の仕組みを考えることを目的として本研究に取り組むものである。そして、本研究は、それを国家の主権という概念ではなく、「公共性」および「経済性」という概念から説き起こしていこうという目的を持つものとなる。そもそも EU の出発点は、欧州の市場統合、統一市場の形成という EC (欧州共同体)にあることから、統一市場のもとでの経済学的視点を加味した現在の EU の法秩序の理解が不可欠であるとの認識の下で、公的な政治共同体としての公共圏の構築のあり方を明らかにするという目的が、本研究の大きな課題・目標になっている。

3. 研究の方法

2 で記述した通り、本研究の方法は、公共圏のガバナンスと経済的市場のコントロールという点を加味しながら、欧州連合条約等の基本条約において定められた EU の権限に照らして法的な問題解決の可能性を、公法・私法・経済学という複合的視点の下で考察することで明らかにする方法をとる。すなわち、法的視点から、なぜ EU に危機をもたらす社会的事象が発生したのかを、「公共性」および「経済性」の両側面から明らかにすると共に、「公共性」の側面では、加盟国での公的政治体としての EU という存在のとらえ方の異同、同時に個別領域としては国家・社会の基礎単位としての家族法制的公法的視点の下でのあり方、私生活情報としての個人のプライバシー情報の保護(情報自己決定権)と私生活の自由という視点、人的移動の自由の基本となる国境を超えた出入国管理の仕組みを取り上げて検討する。「経済性」の側面では、加盟国間における経済的格差からの法システムの異同の内容を、それぞれ明らかにするという方法である。そこでの個別領域としては加盟各国に共通する企業の法システムの共通課題とは

何か、個人が働いてカネを稼ぐ際の労働条件に共通する課題、安全で安心した生活を送るための社会保障の EU 全域での課題はいかなるものが考えられるのかをそれぞれ検討していく。そして、それぞれの側面での理解を前提に、基本条約によって EU に付与された権限の範囲内で、移民・難民問題に対処する法的内容形成の可能性、Brexit のために用いられている欧州連合条約 50 条の手の具体化、「法の支配」の原理に対する脅威への対応措置、統一的な域内市場形成のために展開されている企業法制、労働法制、社会保障の仕組みという具体的領域での法内容を明確にする。本研究では以下の図式に従った研究組織を形成し、上記の点について個別的・総括的研究を行った。なお、個別の領域を総括的にまとめるために、法領域よりも研究の進んでいる EU の経済学的考察を法領域の全体を下支えする学問領域として参照していく。



4. 研究成果

以上の方法での研究によって、本研究は、「公共性」の側面からは危機に対する法的対応が必然的に EU と加盟各国での重層的構造を持つことから、当該対応のあり方を規律する法的な基本原理（民主制や人間の尊厳・法の支配）と関連づけて、その具体的な規律内容を明らかにした。また、「経済性」の側面からは EU の権限行使に対応する形での加盟国の法内容の具体化や Brexit 後の EU ならびに加盟国での個別法領域での対応の内容を明らかにした。この法的対応とそこで明らかにされる研究内容を導き、その合理性を判断するための EU および加盟国の経済動向を踏まえた経済学的視点は、本研究にとって不可欠のものになる。本研究の法学的アプローチとなる本流を支え、バック・アップしていくための危機に対応した経済学的分析の内容、特にユーロ危機に対応する EU の銀行同盟や東欧の経済情勢から発生するポピュリズムからの反 EU 的姿勢の内実も、本研究では明らかにできた。結局、本研究は、「公共性」と「経済性」のいかなる点に重点を置き、どのような権限行使によって公共圏が形成されていくのかという視点、それを基にした加盟国の主権行使としての規律の相対化と EU によるその調和化という形での「国家結合」の形成・維持という成果へとまとめ上げ、そこで、最終的に EU に危機をもたらした事象に対応する法学・経済学のアプローチを融合した法的理論構築のための包括的概念として、「統合」原理の内容を明らかにすることでまとめとする。これは、近代立憲主義を支える法原理たる「法の支配」や「基本的人権の尊重」、「民主制」という原理の解釈による多様化とその調和の方法としての憲法パトリオティズムという、nation を持たない公共圏での市民統合の方法の可能性の検討が重要になることが確認できた。

以上の研究成果は、以下の視点を提供してくれる。特に研究を総括的にまとめる際には、基本条約において EU の基本価値とされている「民主制」や「法の支配」という原理に関する加盟各国での法規範としての理解が統一されていない点を確認することができる。理念としては共通していても、加盟各国の憲法的伝統が異なるために法文化として統一的理解が EU 全域で形成されていないことを原因として、同じく立憲主義の理念に対する愛着としての憲法パトリオティズムが形成されていても、その対象が歴史的・文化的伝統を背景にする加盟各国の憲法典に対するものなのか（加盟各国の憲法アイデンティティーへの愛着）それとも EU の基本条約において示され、欧州連合司法裁判所で提示される内容に対するものなのか（EU それ自体を支える立憲主義的諸価値への愛着）によって、法規範としての内容が大きく異なっているということである。EU の中心国であるドイツでさえ、ユーロ危機に対応するための EU の銀行同盟の結成に際しては、自国の民主制原理の観点から反発を惹起している（ドイツ連邦憲法裁判所での決定でそれが展開される）し、ましてやリベラルデモクラシーの伝統を持たない東欧諸国ではデモクラシーというみんなで決めようという原理に対して自由という概念が理解されていないという事情から、自国の歴史的伝統や文化に介入する EU の諸政策に対して懐疑的な視点を展開するということが「法の支配」の原理の内容として反発をきたしていることが

確認できる。それらは、個別的研究領域の、個人の尊厳という基本価値に対する性的少数者に対する対応や同性婚を含めた家族制度への反発という形で現れると同時に、個人情報保護の重要性についての理解においても加盟各国での相違を生み出す結果になっている。同時に、キリスト教的伝統を持たないイスラムからの移民に対する反発や、Brexit を惹起した大陸諸国からの英国への移民問題を契機にした人の移動の自由に対する加盟各国、特に英国での反発とそれに対応する形での公法的措置としての出入国管理法制のシェンゲン協定との抵触問題などが、公法的視点での重大事項として提示された。その背後には、法による自由の保障とそれを担保するための裁判的救済の準備という点で、ポーランドから研究者を招いてポーランド的「法の支配」の原理の理解の内容を口頭報告してもらうことで、問題の所在がより明らかになった。さらに、資本の自由な流通という観点から、「経済性」の領域では、ディリバティブによる様々な問題の規制のための金融商品に対する規制とそれに対応する企業活動への EU による規制、特に金融商品の取扱いによる価値の低下がもたらす共通通貨としてのユーロの価値下落に対応するためのセーフティーネットの構築、労働環境の違いからの EU 市民の域内の自由移動と人口移動による地政学的問題に対応するための EU による労働法制の標準化、人口移動の結果発生する東欧諸国の人口減少とそれを食い止めるための社会保障法制の充実化と国家の財政危機といった私法的視点での問題が確認できた。このような公法的視点での課題、私法的視点での問題を公的な政治共同体としての EU がどのような政策展開を行うのかに際して指標とするのが、EU 全体の資本の自由な流れの維持と、加盟各国の具体的経済情勢の調和的考察であることは、EU についての経済学的視点から得られる研究結果となる。それを総括的にまとめると、公的政治共同体の権限行使としての政策実現のための立法行為は、加盟各国間の経済格差に大きく影響されつつ、「多様性における統一」を目指した各国間の調整的機能に終始することになるのをどのように抑制し、加盟各国が全体として持続的に発展可能になるかの法制度の整備という結論にたどり着く。EU はその独自の見解に従って「民主制」や「法の支配」、「人間の尊厳」という価値を加盟国に押し付けるのではなく、加盟国におけるそれぞれの価値についての規範的理解を尊重しつつ、その相違を調整する役割を果たすべきことが本研究の成果のまとめとして展開できた。さらに加盟各国には、EU が示す基本価値については解釈が必要であることを十分に認識して、同じ価値をどのような形で具体化するのかについてはそれぞれで検討し、公法的領域での法秩序の整備においても競争を促すことが EU の役割になるのではないかという仮説の提示も本研究のまとめとして示すことができた。

なお、これらの本研究の成果は、個別に研究代表者や研究分担者が各論稿としてすでに公表しているが、それらを総合的に公表するために、2023 年 3 月段階で、2023 年度中に『EU の現在地』(仮題)という著書でまとめる予定にしている。そこでは、本研究の補助的情報を提供してもらった東欧・ポーランドの研究者の論稿も日本語翻訳という形式で所収する予定にしている。その際の東欧からの研究者の招へいについては、本研究の費用として計上していたが、2020 年からのコロナ禍の影響を受けて招へいが 2 年間延期されたうえに、本研究経費としてではなく、同じく海外渡航を制限されていた EU 諸国での国境開放に伴って取得された欧州の研究資金をポーランドの研究者は使用して来日した結果、本研究費に余剰ができ、研究期間中には使用できずに終わったことを付記しておく。資金に余剰金が発生したが、本研究では、当初の出発段階での研究活動を全て実施し、2019 年 10 月末には EU の中心であるブリュッセルにおいて、ドイツ・オーストリア・イタリア・ポーランドの研究者と共に、本研究の代表者・分担者が一堂に会して、「法の支配・民主制に関する日欧の対話」という共同ワークショップを開催する(その成果は *Kobe University Law Review*, No.52)と共に、2022 年 12 月には、ポーランド・トルンのニコラス・コベルニクス大学法学部でポーランドの法学研究者と本研究代表者・分担者が会した「日・波法ワークショップ」でそれぞれ報告・討論を行った(この研究成果はポーランドで比較法研究(Research of Comparative Law)という形式での出版が 2023 年度に予定されている)。さらに、本研究の途中経過の確認のための研究会を第 1 回研究会として 2019 年 7 月に神戸大学で、第 2 回研究会として 2020 年 3 月にオンラインで、第 3 回研究会として 2021 年 9 月にオンラインで、第 4 回研究会として 2022 年 7 月に神戸大学においてそれぞれ開催し、2022 年 11 月には第 5 回研究会としてポーランドからの研究者を交えた最終報告のための会合を同じく神戸大学法学研究科においてそれぞれ開催し、本研究の個別の成果を研究参加者全員で共有すると共に、それを今後どのように個々の研究に活かしていくかを話し合った。

さらに、EU を題材にした地域的な国家連合体を形成するためには、EU の経験から、一定の文化的共通性が必要であることが分かる。この点、ヨーロッパではキリスト教文化を共有しているが故に、出発点において一体的な連合体結成へと進むことができたが、そうであるが故に、イスラムの国からの移民に対しては消極的な姿勢を各国とも示す結果となっていることをうかがい知ることができた。また、同じくキリスト教文化といっても、カトリックの影響の強いイタリアや東欧諸国(特にポーランド)と、プロテスタントの影響の強いオランダ、ドイツなどの北ヨーロッパ諸国とでは、「人間の尊厳」という基本的人権の基礎になる基本価値についての理解で衝突が発生している(例えば性的少数者の処遇や同性婚についての法的対応が典型的に異なる)。そこで、単に文化的共通性だけではなく、規範についての共通理解を生み出す源は何になるのかに関連する研究が今後は必要になることが分かった。東アジアでの地域連合体を形成するには仏教文化、儒教倫理という共通項を持つとしても、国家の存立を基礎づける基本

価値が異なるために、武力衝突発生の可能性を回避するための平和で安全な地域の連合体形成には何が必要なのか、この問題・課題を考察するためには、今後も1つの実験的試みとしてのEUの実質的内容研究、特に法秩序のあり方に関する研究を継続していくことが重要であるとの結論を、本研究の成果として最後に提示しておく。その際に、公共圏としての政治的共同体を形成するに際しては、同じルールの下で活動を行っても、そのルールの下でどのような戦略・戦術で活動を展開するかによって、結果は異なってくるという点を考慮に入れて、全体として持続可能な発展を進めるための戦略・戦術をどのように構築することができるのかの公的次元での競争原理を取り入れた考察が必要になるということが、EU域内でのスポーツ（特に共通の文化的事象としてのヨーロッパ・サッカー）の展開からおぼろげに見えてくるのであった。

なお、本研究は、ヨーロッパ諸国・EUとの比較研究を中心に進めていたために、2020年からのコロナ禍、2022年2月以降のウクライナ危機によってその進行に多くの制約を受けた。また、研究の最終年度にウクライナ危機が発生したために、それへのEUおよび加盟国の対応に関する研究にまで及ぶ時間的余裕がなかった。これらの点を踏まえて、今後、残された課題としての自由で安全な平和を構築するための地域的國家連合体をどのように構築していくことができるのかの研究を継続していく予定にしている。

以上

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計32件（うち査読付論文 11件 / うち国際共著 1件 / うちオープンアクセス 7件）

1. 著者名 井上典之	4. 巻 70巻4号
2. 論文標題 日本の歴史小説に見る「国家」像 国民国家からEUのような新しい公的秩序へ	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 神戸法学雑誌	6. 最初と最後の頁 1 - 34
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 春名麻季	4. 巻 70号
2. 論文標題 多様性社会における婚姻・家族と憲法上の問題 憲法24条2項の「個人の尊厳と両性の本質的平等と立法裁量の統制」	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 四天王寺大学紀要	6. 最初と最後の頁 141 - 158
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 高橋和広	4. 巻 53号
2. 論文標題 自己開示情報のプライバシー	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 東邦大学教養紀要	6. 最初と最後の頁 51-67
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 高橋和広	4. 巻 54号
2. 論文標題 ドイツ連邦憲法裁判所による萎縮効果論の位置づけに関する一考察 情報自己決定権に関する裁判例の検討を中心に	5. 発行年 2023年
3. 雑誌名 東邦大学教養紀要	6. 最初と最後の頁 83-103
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 春名麻季	4. 巻 32号
2. 論文標題 日本人と同性婚をした外国人の在留資格と憲法14条1項	5. 発行年 2023年
3. 雑誌名 新・判例解説Watch	6. 最初と最後の頁 35-38
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 吉井昌彦	4. 巻 224巻3号
2. 論文標題 COVID-19禍における中東欧経済	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 国民経済雑誌	6. 最初と最後の頁 17 - 31
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 花田エバ	4. 巻 29号
2. 論文標題 The EU's Eastward Enlargement- Central and Eastern Europe's Strategies for Development	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 社会主義体制史研究	6. 最初と最後の頁 1 - 5
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 井上典之	4. 巻 No. 54
2. 論文標題 Constitutionalism and Parliamentary Democracy in Japan; Normative Sense of Restriction on Governmental Power by the Constitution as a Supreme Law	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 Kobe University Law Review	6. 最初と最後の頁 1-14
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 井上典之	4. 巻 No.53
2. 論文標題 Uniqueness of the Judicial System under the Japanese Constitution; Originality of Japanese Judicial Review as One Example	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 Kobe University Law Review	6. 最初と最後の頁 37 - 49
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 門田孝	4. 巻 98巻2号
2. 論文標題 欧州銀行同盟の設立に対する協力の憲法適合性	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 自治研究	6. 最初と最後の頁 150 - 157
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 植木淳	4. 巻 なし
2. 論文標題 差別禁止事由の再検討	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 人権と社会的排除	6. 最初と最後の頁 45 - 68
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 高橋和弘	4. 巻 10号
2. 論文標題 ドイツ連邦通常裁判所によるGDPR17 条の解釈	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 情報法制研究	6. 最初と最後の頁 101 - 110
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 吉井昌彦	4. 巻 58巻4号
2. 論文標題 ルーマニアにおける国外移民問題に関する経済学的考察	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 名古屋学院 大学論集社会科学編	6. 最初と最後の頁 47 - 64
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 井上典之	4. 巻 52
2. 論文標題 Remarks (Workshop : The Rule of Law, Democracy and Constitutionalism : Dialogue between Japan and Europe)	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 Kobe University Law Review	6. 最初と最後の頁 77
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている (また、その予定である)	国際共著 -

1. 著者名 植木淳	4. 巻 52
2. 論文標題 Discrimination Based on Nationality : A Comparative Viewpoint of Japan, the United States, and the European Union (EU)	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 Kobe University Law Review	6. 最初と最後の頁 79 - 87
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている (また、その予定である)	国際共著 -

1. 著者名 春名麻季	4. 巻 52
2. 論文標題 Legal Problems concerning Family and LGBT under the System of the Guarantee of Fundamental Rights in comparison with the European one	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 Kobe University Law Review	6. 最初と最後の頁 89 - 97
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている (また、その予定である)	国際共著 -

1. 著者名 高橋和広	4. 巻 52
2. 論文標題 The Right to be forgotten and the System of the Protection of Private Data comparing between Japan and Europe	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 Kobe University Law Review	6. 最初と最後の頁 99 - 107
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている (また、その予定である)	国際共著 -

1. 著者名 門田孝	4. 巻 52
2. 論文標題 What can Japan learn from the "European migrant crisis"?	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 Kobe University Law Review	6. 最初と最後の頁 109 - 118
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている (また、その予定である)	国際共著 -

1. 著者名 関根由紀	4. 巻 52
2. 論文標題 Immigration and Social Security : Redefining benefits entitlement?	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 Kobe University Law Review	6. 最初と最後の頁 119 - 125
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている (また、その予定である)	国際共著 -

1. 著者名 井上典之	4. 巻 52
2. 論文標題 Constitutionalism beyond National Borders as a Universal Value	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 Kobe University Law Review	6. 最初と最後の頁 167 - 176
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている (また、その予定である)	国際共著 -

1. 著者名 井上典之	4. 巻
2. 論文標題 Japanese Constitutionalism and the basic values in the EU under the strong influence of European countries (in English)	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 POTENTIA NONEST NISI DA BONUM, (printed in Poland)	6. 最初と最後の頁 361 ~ 377
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 該当する

1. 著者名 井上典之	4. 巻
2. 論文標題 遺族扶助における生活パートナーの排除と一般的平等原則	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 ドイツの憲法判例	6. 最初と最後の頁 111 ~ 114
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 井上典之	4. 巻
2. 論文標題 受動喫煙からの保護と飲食店での喫煙規制	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 ドイツの憲法判例	6. 最初と最後の頁 203 ~ 206
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 井上典之	4. 巻
2. 論文標題 政治広告放送の自由 (1)	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 ヨーロッパ人権裁判所の判例	6. 最初と最後の頁 356 ~ 360
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 門田孝	4. 巻
2. 論文標題 欧州統合とドイツ基本法	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 ドイツの憲法判例	6. 最初と最後の頁 276 ~ 280
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 門田孝	4. 巻
2. 論文標題 麻薬取引の証拠入手方法と3条	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 ヨーロッパ人権裁判所の判例	6. 最初と最後の頁 199 ~ 202
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 門田孝	4. 巻
2. 論文標題 所有地における狩猟の受忍	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 ヨーロッパ人権裁判所の判例	6. 最初と最後の頁 400 ~ 403
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 春名麻季	4. 巻
2. 論文標題 性転換法による婚姻解消要件と一般的人格権・婚姻の保護	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 ドイツの憲法判例	6. 最初と最後の頁 69 ~ 72
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 春名麻季	4. 巻
2. 論文標題 生活パートナーシップ関係の下での継養子の可否	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 ドイツの憲法判例	6. 最初と最後の頁 115 ~ 118
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 高橋和広	4. 巻
2. 論文標題 自己情報コントロール権のゆくえ	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 憲法判例のエニグマ	6. 最初と最後の頁 267 ~ 288
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 高橋和広	4. 巻
2. 論文標題 インターネットと法	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 ケースで学ぶ法学ナビ	6. 最初と最後の頁 135 ~ 143
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 志谷匡史	4. 巻 8
2. 論文標題 会計監査の規律づけ	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 Disclosure & IR	6. 最初と最後の頁 100 ~ 105
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

〔学会発表〕 計8件（うち招待講演 3件 / うち国際学会 6件）

1. 発表者名 Noriyuki INOUE
2. 発表標題 Constitutional Identity and Constitutional Patriotism in Japan ; Opinion for Constitutional Amendment and Maintenance of Constitutionalism in Japan,
3. 学会等名 Japan-Poland Law Workshop 2022 (国際学会)
4. 発表年 2022年

1. 発表者名 Noriyuki INOUE
2. 発表標題 Der Oberste Gerichtshof in Japan als ein einsames Organ in Hinsicht auf die Rechtsvergleichung
3. 学会等名 日独憲法対話 2022 (招待講演) (国際学会)
4. 発表年 2022年

1. 発表者名 Atsushi UEKI
2. 発表標題 Discrimination Based on Race and Ethnic Origin: A Comparative Viewpoint of the United States of America, the European Union,
3. 学会等名 Japan-Poland Law Workshop 2022 (国際学会)
4. 発表年 2022年

1. 発表者名 Kazuhiro TAKAHASHI
2. 発表標題 Usage of DNA Information in the Criminal Investigation
3. 学会等名 Japan-Poland Law Workshop 2022 (国際学会)
4. 発表年 2022年

1. 発表者名 Takashi MONDEN
2. 発表標題 Rethinking Judicial Review and Legislature in Japan from a Comparative Perspective
3. 学会等名 Japan-Poland Law Workshop 2022 (国際学会)
4. 発表年 2022年

1. 発表者名 Yuki SEKINE
2. 発表標題 The Reform of the Japanese Judiciary in the early 2000s and its impact on Social Protection
3. 学会等名 Japan-Poland Law Workshop 2022 (国際学会)
4. 発表年 2022年

1. 発表者名 井上典之
2. 発表標題 日本の小説に見る国家像：国民国家から欧州連合のような新たな秩序へ
3. 学会等名 国際交流基金ブダペスト日本文化センター・日本の変遷：法的視点からの社会と文化（招待講演）
4. 発表年 2018年

1. 発表者名 春名麻季
2. 発表標題 法的視点からの日本の家族制度：最高裁判例と欧州との比較
3. 学会等名 国際交流基金ブダペスト日本文化センター・日本の変遷：法的視点からの社会と文化（招待講演）
4. 発表年 2018年

〔図書〕 計2件

1. 著者名 井上 典之	4. 発行年 2021年
2. 出版社 信山社出版	5. 総ページ数 220
3. 書名 スポーツを法的に考える ヨーロッパ・サッカーとEU法	

1. 著者名 吉井 昌彦	4. 発行年 2021年
2. 出版社 勁草書房	5. 総ページ数 272
3. 書名 EUの回復力	

〔産業財産権〕

〔その他〕

<p>Program of Workshop in KUBEC https://www.office.kobe-u.ac.jp/ipiep/materials/programme20191031.pdf</p>
--

6. 研究組織

	氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
研究 分 担 者	高橋 和広 (TAKAHASHI Kazuhiro) (00781858)	東邦大学・理学部・講師 (32661)	

6. 研究組織（つづき）

	氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
研究分担者	門田 孝 (MONDEN Takashi) (20220113)	広島大学・人間社会科学研究科(法)・教授 (15401)	
研究分担者	春名 麻季 (HARUNA Maki) (20582505)	四天王寺大学・経営学部・教授 (34420)	
研究分担者	HANADA EVA (HANADA Eva) (40581856)	神戸大学・国際連携推進機構・准教授 (14501)	
研究分担者	植木 淳 (UEKI Atsushi) (50364146)	名城大学・法学部・教授 (33919)	
研究分担者	志谷 匡史 (SITANI Masashi) (60206092)	神戸大学・法学研究科・教授 (14501)	
研究分担者	関根 由紀 (SEKINE Yuki) (60379493)	神戸大学・法学研究科・教授 (14501)	
研究分担者	吉井 昌彦 (YOSHII Masahiko) (80191542)	神戸大学・経済学研究科・教授 (14501)	

7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計2件

国際研究集会 The Workshop in Brussels 2019	開催年 2019年～2019年
---	--------------------

国際研究集会 Japan-Poland Law Workshop 2022	開催年 2022年～2022年
--	--------------------

8. 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関			
ポーランド	Nicolaus Copernicus University			
ドイツ	Hamburg University			
オーストリア	Salzburg University			